特別清算協定認可

平成２７年（ヒ）第２号

茨城県坂東市辺田1517番地
清算株式会社　つくば管財株式会社
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件協定を認可する。
協定
1　清算株式会社は、協定債権者荒木弘満を除く各協定債権者（以下「本件協定債権者」という。）に対し、協定債権のうち平成27年６月26日（特別清算手続開始決定日）までの原因に基づいて発生した債権（以下「弁済対象債権」という。）の0.4851251パーセントの金員（ただし、１円未満を切り上げる。）を、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に弁済する。弁済は、代表清算人の事務所において行う。ただし、本件協定債権者が特定の金融機関の口座への振込送金を文書で求めたときは、その口座に振込送金する方法で弁済する。この場合の振込手数料は清算株式会社の負担とする。
2　本件協定債権者は、前項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、各協定債権の総額から各弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
3　協定債権者荒木弘満は、本協定の認可の決定が確定したときに、清算株式会社に対する協定債権につき、その債務を全部免除する。
4　第１項の弁済の後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、本件協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済対象債権の割合に応じて弁済する。この場合においては、本件協定債権者が第２項の規定により行った残債務の免除は、新たにされた弁済の限度で効力を失うものとする。
以上
水戸地方裁判所下妻支部

船舶所有者等責任制限手続終結

平成２６年（船）第１号

大韓民国ソウル市ジュング　43ダドンギル　ハンウェイビル３階（3rd Fl, Hanway Bldg. 43 Dadong gil, Junggu, Seoul 100―180, Korea）
申立人　ドンヤン　シッピング　カンパニー　リミテッド（Dongyoung Shipping Co., Ltd.）
1　決定年月日　平成27年11月10日
2　主文　本件責任制限手続を終結する。
横浜地方裁判所第３民事部

監督命令

平成２７年（再）第６号

岐阜市六条片田１丁目３番１号
再生債務者　塩谷建設株式会社
1　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
2　監督委員　岐阜市美園町２丁目10番地　オーエムミソノ３階　平野法律事務所　弁護士　平野　博史
平成27年11月９日　岐阜地方裁判所民事部

再生手続開始

平成２７年（再）第１号

群馬県高崎市菅谷町77番地106
再生債務者　株式会社ぐんま厚生会
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月14日まで
4　再生債権の一般調査期間　平成28年１月19日から平成28年２月２日まで
前橋地方裁判所高崎支部

決議に付する決定

平成２７年（再）第１号

北海道古平郡古平町大字浜町467番地７
再生債務者　吉野　浩次
1　決議に付する再生計画案　平成27年10月14日付け（同月28日修正許可）再生債務者提出の再生計画案
2　議決権行使の方法　書面投票
3　再生計画案に対する回答期間　平成27年12月７日まで
平成27年11月６日　札幌地方裁判所小樽支部

再生手続終結

平成２３年（再）第３号

福井県鯖江市和田町第22号５番地
再生債務者　藤本　昌宏
1　主文　本件再生手続を終結する。
2　理由の要旨　再生計画認可の決定が確定した後３年を経過した。
平成27年11月４日
福井地方裁判所民事部破産・再生係

小規模個人再生による再生手続開始

平成２７年（再イ）第２９号

岐阜県山県市東深瀬706番地２
再生債務者　濱松　　繁
1　決定年月日時　平成27年11月９日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年11月30日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月14日から平成27年12月21日まで
岐阜地方裁判所

平成２７年（再イ）第１６号

長崎県長崎市三原２丁目39番34号
再生債務者　吉水　　稔
1　決定年月日時　平成27年11月10日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月１日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月15日から平成28年１月４日まで
長崎地方裁判所民事部個人再生係

平成２７年（再イ）第２１号

山口県下関市長府中六波町13番５―305号　ミュトスマンション
再生債務者　大地　五月
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月２日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月24日まで
山口地方裁判所下関支部再生係

平成２７年（再イ）第５３号

奈良市藤原町364番地　藤原官舎Ｂ―102号
再生債務者　森脇　　洋
1　決定年月日時　平成27年11月６日午後３時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月４日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月14日から平成27年12月28日まで
奈良地方裁判所

平成２７年（再イ）第２１号

北海道帯広市上清川町西３線170番地
再生債務者　蓑島　　巌
1　決定年月日時　平成27年11月11日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月24日まで
釧路地方裁判所帯広支部再生係

平成２７年（再ロ）第２号

大阪府岸和田市小松里町2066番地グランディール岸和田204号
再生債務者　三宅　りさ
1　決定年月日時　平成27年11月９日午前10時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月14日から平成27年12月28日まで
大阪地方裁判所岸和田支部個人再生係

平成２７年（再ロ）第３号

岡山県瀬戸内市牛窓町鹿忍847番地４
再生債務者　廣嶋　義宏
1　決定年月日時　平成27年11月11日午後１時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月７日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月16日から平成27年12月28日まで
岡山地方裁判所第３民事部

平成２７年（再イ）第９号

福島市森合字川前３番地の10
再生債務者　吉田佳哉乃
1　決定年月日時　平成27年11月10日午後５時
2　主文　再生債務者について小規模個人再生による再生手続を開始する。
3　再生債権の届出期間　平成27年12月８日まで
4　一般異議申述期間　平成27年12月22日から平成28年１月５日まで
福島地方裁判所